

## 第 2 章 遺言執行者の当事者適格

松 下 淳 一

### I はじめに

民法1015条は、遺言執行者は、相続人の代理人とみなす、と規定しており、文字通り読めば、訴訟法上も、遺言執行者は相続人の法定代理人となりそうである（民訴28条）。しかし、被相続人が遺言で推定相続人を廃除する意思表示をしたときは、遺言執行者は、その遺言が効力を生じた後、遅滞なく、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求しなければならないところ（民893条）、推定相続人が遺言執行者に代理されて自らの廃除を求めるという事態は想定しがたいことから、廃除を請求する行為を相続人の代理として行うものとは考えられない。また、遺贈の履行も相続人とは利害が対立する場面が少なからずある。したがって、遺言執行者は、相続人の代理ではない地位を有すると考えるべきである。

遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する（民1012条1項）。遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができない（民1013条）。これらの規定から、遺言執行者は、訴訟上は（代理人ではなく）法定訴訟担当として当事者となる（当事者適格を有する）と一般に理解されている。

どのような権利・法律関係を訴訟物とする訴訟で遺言執行者が当事者適格を有するかは、争いの内容が「相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為」の範囲に含まれるかどうかによる。もっとも、判例上は、以下で見るように、遺言執行者の当事者適格が認められる範囲は一義的に明確とは言い難い。以下では、判例に表れた準則を【 】で示すこととする。

### II 遺言執行者の当事者適格をめぐる裁判例（以下、判旨引用部分における下線は筆者が付したものである。）

- 1 遺贈の目的物の占有・登記を第三者（受遺者でない相続人を含む）が有する場合【遺言執行者は、第三者に対する登記の抹消・引渡請求訴訟において原告適格を有する。】

大判明治36年2月25日民録9輯190頁は、「(遺言執行者が) 遺贈ノ目的ヲ相続人タル上告人カ其名義ニ移シタル場合ニ於テ遺言ノ執行ヲ為ス為メ相続人ニ対シ訴訟ヲ提起スルカ如キハ右規定(民1014条-筆者注)ノ適用上当然ナリ」と判示する。大判昭和15年12月20日民集19巻2283頁も同旨である。遺言執行者は、第三者名義の登記・第三者の占有を排除して、被相続人名義の登記・遺言執行者の占有を作出してから遺贈を履行することになる。

【受遺者も、第三者に対する登記の抹消・引渡請求訴訟において原告適格を有する。】

もっとも、最判昭和62年4月23日民集41巻3号474頁は、「遺言者の所有に属する特定の不動産が遺贈された場合には、目的不動産の所有権は遺言者の死亡により遺言がその効力を生ずると同時に受遺者に移転するのであるから、受遺者は、遺言執行者がある場合でも、所有権に基づく妨害排除として、右不動産について相続人又は第三者のためにされた無効な登記の抹消登記手続を求めることができる」と判示するので、遺言執行者の原告適格と受遺者の原告適格とは並行するようである。受遺者が自ら遺贈の履行の結果の実現を図ろうとする場合にこれを排除するまでのことはない、ということであろうか。

## 2 遺贈の履行の終了如何が問題となる場合

【遺言執行者は、受遺者からの移転登記手続請求訴訟において被告適格を有する。】

最判昭和43年5月31日民集22巻5号1137頁は、「遺言の執行について遺言執行者が指定されまたは選任された場合においては、遺言執行者が相続財産の、または遺言が特定財産に関するときはその特定財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有し、相続人は相続財産ないしは右特定財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることはできないこととなるのであるから(民法一〇一二条ないし一〇一四条)、本訴のように、特定不動産の遺贈を受けた者がその遺言の執行として目的不動産の所有権移転登記を求める訴において、被告としての適格を有する者は遺言執行者にかぎられるのであつて、相続人はその適格を有しない」と判示する。この場面では、遺言執行者は相続人の訴訟担当者である、ということである<sup>(1)</sup>。反面で、相続人には被告適格は認められない。受遺者は、相続人全員を被告とする手続的な負担をする必要がない、ということである。

---

(1) 最判昭和43年によれば、遺言執行者は、受遺者からの移転登記請求が認容されたら、自ら相続人を被告とする移転登記抹消手続請求訴訟をまず提起する必要がある、これに勝訴して登記名義を被相続人に戻した上で、遺言の執行として受遺者宛の移転登記をすることになる。即ち、2段階の登記手続を経る必要があることになる。

【受遺者宛に既に遺贈による登記がされている場合に、相続人が移転登記抹消手続を求めるときには、遺言執行者ではなく受遺者が被告適格を有する。】

もっとも、最判昭和51年7月19日民集30巻7号706頁は、「遺贈の目的不動産につき遺言の執行としてすでに受遺者宛に遺贈による所有権移転登記あるいは所有権移転仮登記がされているときに相続人が右登記の抹消登記手続を求める場合においては、相続人は、遺言執行者ではなく、受遺者を被告として訴を提起すべきである」と判示する。その理由として「遺言執行者において、受遺者のため相続人の抹消登記手続請求を争い、その登記の保持につとめることは、遺言の執行に関係ないことではないが、それ自体遺言の執行ではないし、一旦遺言の執行として受遺者宛に登記が経過された後は、右登記についての権利義務はひとり受遺者に帰属し、遺言執行者が右登記について権利義務を有すると解することはできないからである」と述べる。本件においては、遺言執行者を登記義務者、受遺者を登記権利者とする所有権移転仮登記がされており（本登記は未了）、仮登記さえあれば特定遺贈に関する遺贈の執行は終了し、目的財産は遺言執行者の管理処分権を離れたものと考えられる。

### 3 遺言無効確認請求

【遺言執行者は、相続人による遺言無効確認請求訴訟において被告適格を有する。】

最判昭和31年9月18日民集10巻9号1160頁は、大要、相続人は被相続人の遺言執行者を被告として遺言の無効を主張して相続財産につき持分を有することの確認を求めることができる、と判示する。受遺者を被告とする方が直接的であるとも考えられるところ、受遺者が複数いる場合に判決間の内容的な抵触が生ずるという事態を避けるべきであること（受遺者全員について必要的共同訴訟であるとする原告の提訴の負担が重くなること）、遺言執行者が被告となることによって一挙に紛争を解決できることが上記判旨の根拠であると思われる。遺言執行者は、法定訴訟担当として理解されていることから、遺言執行者を被告とする訴訟の判決の効力は、（原告である相続人に及ぶのは当然として）被担当者である相続人全員に及ぶことになる。

### 4 「相続させる」遺言がある場合

「相続させる」遺言は、原則として遺産分割の方法の指定であると理解されている（最判平成3年4月19日民集45巻4号477頁）。

【遺言によって特定の相続人に相続させるものとされた特定の不動産についての賃借権確認請求訴訟の被告適格を有する者は、遺言執行者があるときであっても、特段の事情のない限り、遺言執行者ではなく、その相続人である。】

最判平成10年2月27日民集52巻1号299頁は、上記のような結論を導く理由として、「特定の

不動産を特定の相続人に相続させる趣旨の遺言をした遺言者の意思は、右の相続人に相続開始と同時に遺産分割手続を経ることなく当該不動産の所有権を取得させることにあるから（最高裁平成元年（オ）第一七四号同三年四月一九日第二小法廷判決・民集四五卷四号四七七頁参照）、その占有、管理についても、右の相続人が相続開始時から所有権に基づき自らこれを行うことを期待しているのが通常であると考えられ、右の趣旨の遺言がされた場合においては、遺言執行者があるときでも、遺言書に当該不動産の管理及び相続人への引渡しを遺言執行者の職務とする旨の記載があるなどの特段の事情のない限り、遺言執行者は、当該不動産を管理する義務や、これを相続人に引き渡す義務を負わないと解される。」と述べる。「相続させる」遺言がされた場合、相続財産の管理権は相続開始時から専ら相続人に帰属し、遺言執行者の職務はないのが原則である、と判示したものと理解することも可能である。

【特定の不動産を特定の相続人に相続させる趣旨の遺言がされた場合において、他の相続人が相続開始後に当該不動産につき被相続人からの所有権移転登記を経由しているときの遺言執行者は、その移転登記の抹消登記手続請求訴訟及び当該特定の相続人への真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続請求訴訟において原告適格を有する。】

他方で、最判平成11年12月16日民集53卷9号1989頁は、上記のような結論を導く理由として以下のように述べる。

「相続させる遺言が…即時の権利移転の効力を有するからといって、当該遺言の内容を具体的に実現するための執行行為が当然に不要になるというものではない」

「不動産取引における登記の重要性にかんがみると、相続させる遺言による権利移転について対抗要件を必要とすると解すると否とを問わず、甲（「相続させる」とされた相続人－筆者注）に当該不動産の所有権移転登記を取得させることは、民法一〇一二条一項にいう『遺言の執行に必要な行為』に当たり、遺言執行者の職務権限に属するものと解するのが相当である。もともと、登記実務上、相続させる遺言については不動産登記法二七条（現行不動産登記法63条－筆者注）により甲が単独で登記申請をすることができることとされているから、当該不動産が被相続人名義である限りは、遺言執行者の職務は顕在化せず、遺言執行者は登記手続をすべき権利も義務も有しない（最高裁平成三年（オ）第一〇五七号同七年一月二四日第三小法廷判決・裁判集民事一七四号六七頁参照）。」

「しかし、本件のように、甲への所有権移転登記がされる前に、他の相続人が当該不動産につき自己名義の所有権移転登記を経由したため、遺言の実現が妨害される状態が出現したような場合には、遺言執行者は、遺言執行の一環として、右の妨害を排除するため、右所有権移転登記の抹消登記手続を求めることができ、さらには、甲への真正な登記名義の回復を原因とす

る所有権移転登記手続を求めることもできると解するのが相当である。」

この最判平成11年は、「遺言の実現が妨害される状態」(受益相続人への所有権移転登記手続がされる前に他の相続人が自己名義の所有権移転登記を経由したこと)が生じたことを重視して、遺言執行者の原告適格を肯定している。

## 5 小括

遺言執行者の当事者適格に関する裁判例は、上記のように、一般的には、遺言者の意思に基づいて遺言執行者の職務の範囲を決めて、これによって当事者適格の有無を判断しているものと思われるものの、事案毎の事情を考慮して当事者適格の有無を判断しており、一義的で明確な線引きを見いだすことは困難である。

より抽象的には、相続人や受遺者が本来的な利害関係人であるから遺言執行者の当事者適格を限定しようとする考え方と、これに対して、遺言執行者は遺言者の意思を実現するものであって遺言の執行に関する権限及び当事者適格を広く認めようとする考え方との対立が背後にある<sup>(2)</sup>。

## Ⅲ 預金払戻請求訴訟と遺言執行者の原告適格—近時の事例から

以上のような遺言執行者の当事者適格をめぐる論点が含まれ、かつ預金の払戻しが問題となった事案に関する東京地判平成24年1月25日(判時2147号66頁、金判1400号54頁)<sup>(3)</sup>を紹介する。

### [事案]

亡A(被相続人)はY銀行(被告)に本件預金を有していた。Aには相続人がB、C、D、Eの4名いたところ<sup>(4)</sup>、Aが作成した遺言には、「本件預金をBに5分の1、Cに5分の2、Dに5分の2の各割合で相続させる」との記載があり、また弁護士であるX(原告)を遺言執行者に指定する旨の記載があった。Aの死亡後に、XはYに対して預金の払戻請求をしたところ、YはXに対する預金の払戻しを拒絶した。そこでXはYに対して、第1次請求として、預金の払戻拒絶は不法行為に該当するとして預金残高相当額及び弁護士費用の損害賠償金等の支払を

(2) 本稿は、遺言執行者の当事者適格をめぐる学説には触れていないが、従来の学説を広く引用する近時の文献として、岡成玄太「遺言執行者の当事者適格を巡る一局面」東京大学法科大学院ローレビュー第8巻(2013年)46頁がある。

(3) 本判決は確定している。

(4) 相続人は合計7名いたが、うち3名は相続放棄の申述をした。

求め、第2次請求として預金の払戻しを求めた。

〔争点〕

①原告の預金払戻請求訴訟（第2次請求）についての原告適格の有無

被告は、最判平成10年を引用して、本件預金を管理するのは相続人であって遺言執行者ではないと主張した。

②不法行為の成否

③履行遅滞の成否

〔判旨〕

上記①を中心に記載する（下線は筆者が付した）。

(i) かかる相続させる遺言において、遺言執行者が指定されている場合、その遺言執行者の職務権限が問題となるが、(中略) 相続させる遺言が受益相続人への即時の権利移転の効力を有するからといって、当該遺言の内容を具体的に実現するための執行行為が当然に不要となるものではないし、遺言者の意思を確実に実現し、遺産承継手続の円滑な処理を図るという遺言執行者制度の趣旨からしても、遺言執行者の関与を一律に否定するのは相当とはいえない。

そして、遺言執行者がある場合、相続人は相続財産の処分その他遺言の執行を妨げる行為をすることができず（民法一〇一三条）、遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有するから（同法一〇一二条一項）、相続させる遺言においても、遺言の内容に応じて、「遺言の執行に必要な行為」であるか否かの観点から遺言執行者の職務権限について検討する必要がある。

(ii) この点に関し、まず、不動産について相続させる遺言がされた場合においては、特定の相続人に当該不動産の所有権移転登記を取得させることは、不動産取引における登記の重要性にかんがみると、「遺言の執行に必要な行為」に当たり、遺言執行者の職務権限に属するものと解するのが相当である。もっとも、登記実務上、相続させる遺言については不動産登記法二七条（現行不動産登記法63条－筆者注）により受益相続人が単独で登記申請することができるから、当該不動産が被相続人名義である限りは、遺言執行者の職務は顕在化せず、遺言執行者は登記手続をすべき権利も義務も有しない（最高裁平成三年（オ）第一〇五七号同七年一月二四日第三小法廷判決・裁判集民事一七四号六七頁、最高裁平成一〇年（オ）第一四九九号、同年（オ）第一五〇〇号同一一年一月一六日第一小法廷判決・民集五三卷九号一九八九頁参照）。

他方、遺言執行者があるときでも、遺言書に当該不動産の管理及び相続人への引渡しを遺言執行者の職務とする旨の記載があるなどの特段の事情のない限り、遺言執行者は、当該不動産を管理する義務や、これを相続人に引き渡す義務を負わないと解されるから、遺言執行者があ

るときであっても、遺言によって特定の相続人に相続させるものとされた特定の不動産についての賃借権確認請求訴訟の被告適格を有する者は、上記特段の事情のない限り、遺言執行者ではなく上記相続人であるというべきである（平成一〇年判決参照）。

(iii) 次に、相続させる遺言の目的物が債権である場合について検討すると、被告は、この点について、前記(ii)の平成一〇年判決を理由に、預貯金債権について相続させる遺言がされた場合も、預貯金を管理するのは相続人であって、遺言執行者ではないと主張する。

しかし、債権、ことに預貯金債権について相続させる遺言がされた場合の遺言執行者の職務権限について、平成一〇年判決と同様であると考えことは相当でない。

預貯金債権について相続させる遺言がされた場合、かかる遺言の実現のためには、最終的に当該預貯金について、受益相続人に名義を変更する、又は受益相続人に払戻金を取得させることが不可欠となるところ、確かに、平成三年判決によれば、かかる遺言の受益相続人は、直接、債務者たる金融機関に預貯金の名義書換請求や払戻請求をすることができる。しかし、金融機関においては、遺言書がある場合の受益相続人からの預貯金の払戻請求に対しては、相続人全員の承諾等を証する書面や印鑑証明書の提出を求める取扱いを原則としているところも少なくないことから（現に、被告においてもかかる取扱いをしていることは前記争いのない事実等（8）のとおりである。）、相続人全員の協力が得られなければ円滑な遺言の実現が妨げられることになりかねない。とすれば、かかる遺言の場合の預貯金債権の払戻しも「遺言の執行に必要な行為」に当たり、遺言執行者の職務権限に属するものと解するのが相当である。そして、遺言執行者は、遺言事項によっては、相続人との利害対立や相続人間の意見不一致、一部の相続人の非協力などによって、公正な遺言の執行が期待できない場合があるため、適正迅速な執行の実現を期して指定されるものであって、かかる観点からも、遺言執行者に預貯金債権の払戻権限を認めることは、預貯金債権について相続させる遺言をした遺言者の意思に反するものではないと解される。

なお、②不法行為の成立は否定、③預金の払戻請求は認容された。

[本判決の位置付け]

「相続させる」遺言の場合、遺言執行者の職務範囲は一般に狭くなるのは確かである。最判平成11年は、遺言執行者の当事者適格を例外的に肯定すべき場面として「遺言の実現が妨害される状態」を挙げていた。本判決は、遺言執行者の職務がなお残る場面として、金融機関の「遺言書がある場合の受益相続人からの預貯金の払戻請求に対して、相続人全員の承諾等を証する書面や印鑑証明書の提出を求める取扱い」を挙げており、例外を基礎づける事例を新たに加えたものと評することができる。